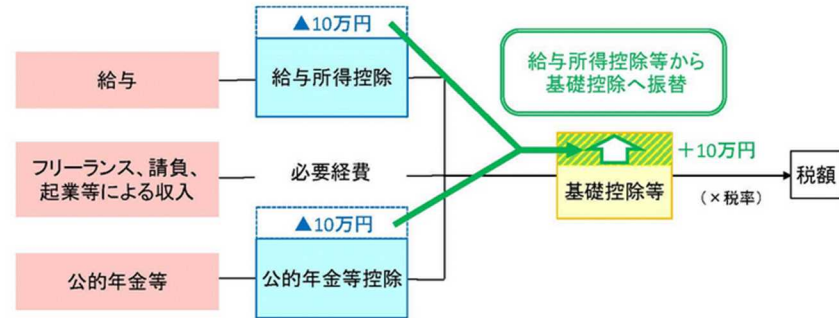


# 令和3年度 市民税・県民税の主な改正事項など

## 1 給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替について

働き方改革による多様な働き方を後押しするために、給与所得控除及び公的年金等控除が次の表のとおり、一律10万円引き下げられ、基礎控除額が一律10万円引き上げられました。



### ① 給与所得控除の見直しについて

給与所得控除から基礎控除への振替に伴い、一律10万円引き下げられました。加えて、これまでは給与収入が1,000万円を超える場合は、220万円の控除が適用されていましたが、給与収入が850万円を超える場合は195万円の控除に引き下げられました。

### ② 公的年金等控除の見直しについて

公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、一律10万円引き下げられました。所得者の年齢及び合計所得金額によって控除額が異なるため、詳しくは市民税課までお問い合わせください。

### ③ 基礎控除の見直しについて

これまで基礎控除額は合計所得金額にかかわらず、一律33万円が適用されていましたが、給与所得控除及び公的年金等控除の振替に伴い、基礎控除額が改正されました。加えて、合計所得金額が2,400万円超2,500万円以下の場合は控除額が段階的に減少し、合計所得金額が2,500万円を超える場合は基礎控除が適用されないこととされました。また、基礎控除の見直しにより合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除が適用されないこととされました。

### ④ その他関連する変更について

給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の見直しに伴い、主に以下のとおり改正されました。

項目	改正前	改正後
配偶者控除、扶養控除の適用要件	合計所得金額 38 万円以下	合計所得金額 48 万円以下
配偶者特別控除の適用要件	合計所得金額 38 万円超 123 万円以下	合計所得金額 48 万円超 133 万円以下
勤労学生控除の適用要件	合計所得金額 65 万円以下	合計所得金額 75 万円以下
障害者、未成年、寡婦の非課税要件	合計所得金額 125 万円	合計所得金額 135 万円
家内労働者の特例による必要経費額	65 万円	55 万円
均等割の非課税要件	28 万円×(扶養人数+1) ※扶養親族がいる場合は、さらに 16.8 万円を加算	28 万円×(扶養人数+1) + 10 万円 ※扶養親族がいる場合は、さらに 16.8 万円加算
所得割の非課税要件	35 万円×(扶養人数+1) ※扶養親族がいる場合はさらに 32 万円を加算	35 万円×(扶養人数+1) + 10 万円 ※扶養親族がいる場合は、さらに 32 万円加算

## 2 所得金額調整控除の創設について

給与所得控除の見直しに伴い、所得金額調整控除が創設されました。

### (1) 23歳未満・特別障害者の扶養親族を有する場合

給与所得控除の上限金額が220万円から195万円に引き下げられたことにより、子育て世帯や介護世帯に負担が生じることから、所得金額を調整するために設けられました。

対象者	給与等の収入金額が850万円を超える居住者で次の①から④までのいずれかに該当する方 ①本人が特別障害者 ②同一生計配偶者が特別障害者 ③扶養親族が特別障害者 ④扶養親族が23歳未満
控除額	控除額(上限15万円) = {給与収入額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10%

### (2) 給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する場合

給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替により、最大10万円の負担が生じることから、所得金額を調整するために設けられました。

このことにより、市民税・県民税の負担が増えることはありません。

対象者	給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計金額が10万円を超える方
控除額	控除額 = 給与所得(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得(10万円超の場合は10万円) - 10万円 ※控除額は、給与所得金額から控除します。

## 3 ひとり親、寡婦控除について

これまでは、ひとり親であっても婚姻歴や男女の間で異なる控除が適用されていたことから、寡婦(寡夫)控除が見直され、「ひとり親控除」及び「寡婦控除」に変わり、寡夫控除は廃止されました。

### (1) ひとり親

ひとり親とは、婚姻歴や性別にかかわらず現在婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方のうち、次の要件を満たす方

- ① その方と生計を一にする扶養親族である子(総所得金額等48万円以下)を有すること。
- ② 合計所得金額が500万円以下であること。
- ③ その方と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと。

### (2) 寡婦控除

ひとり親に該当しない方で、次の①又は②に該当する女性の方

- ① 離婚後、婚姻をしていない方で、次の要件を満たす方
  - (ア) 子以外の扶養親族(総所得金額等48万円以下)を有すること。
    - (イ) 合計所得金額が500万円以下であること。
    - (ウ) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと。
- ② 死別後、婚姻をしていない方又は夫の生死の明らかでない方で、次の要件を満たす方
  - (ア) 前述の①(イ)及び(ウ)の要件を両方とも満たす方

<本人が女性> 上段:改正前 下段:改正後

配偶関係	死別		離別		未婚のひとり親
	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	
有	子 寡婦特別【30万】 ↓ ひとり親【30万】	寡婦【26万】 ↓ 適用外	寡婦特別【30万】 ↓ ひとり親【30万】	寡婦【26万】 ↓ 適用外	適用外 ↓ ひとり親【30万】
	子以外 寡婦【26万】 (変更なし)	寡婦【26万】 ↓ 適用外	寡婦【26万】 (変更なし)	寡婦【26万】 ↓ 適用外	-
無	寡婦【26万】 (変更なし)	-	-	-	-

※カッコ内は控除額(円)

<本人が男性> 上段:改正前 下段:改正後

配偶関係	死別		離別		未婚のひとり親
	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	
有	子 寡夫【26万】 ↓ ひとり親【30万】	-	寡夫【26万】 ↓ ひとり親【30万】	-	適用外 ↓ ひとり親【30万】
	子以外	-	-	-	-
無	-	-	-	-	-

※カッコ内は控除額(円)